

1. 市長公約について

重要政策その2より抜粋

子どもたち、特に発達に課題のあるお子さん的心身の発達を、遊具や運動を通して促す「運動療育」の視点を取り入れた屋内型運動施設（ジム）を市内公共施設に整備します。

2. 運動療育とは

運動療育とは、運動を通して発達障害などの療育を行うこと。

具体例

1. 感覚統合を促す活動

※感覚統合とは、複数の感覚（触覚、視覚、聴覚、味覚、嗅覚、固有受容覚、前庭覚）を整理したりまとめたりする脳の機能のこと。

- ・トランポリン：ジャンプすることで前庭感覚やバランス感覚を育てる。
- ・平均台：足裏の感覚や体幹を鍛える。
- ・ボールプール：触覚刺激と安心感を得られる空間。

2. 粗大運動（全身を使う運動）

- ・マット運動：空間認識力や身体の使い方を学ぶ。
- ・なわとび：リズム感やジャンプ力を育てる。
- ・障害物遊び：走る・くぐる・跳ぶなどの力を組み合わせる。

3. 微細運動（手先の運動）

- ・ビーズ通し・洗濯ばさみ遊び：指先の器用さや集中力を養う。
- ・粘土遊び・お絵かき：創造力と手指の感覚を刺激。

4. 社会性・協調性を育む活動

- ・集団ゲーム（ボール回し・リレー）：順番を守る、他者と協力する力を育てる。
- ・模倣遊び（先生の動きを真似する）：観察力と模倣力を高める。

5. 情緒の安定を促す活動

- ・音楽に合わせたリズム運動：情緒の表現と自己肯定感の向上。
- ・ヨガやストレッチ：呼吸を整え、リラックスする習慣を身につける。

3. 市内保育所視察報告（里仁育舎）

- ・園内の玩具は、手軽に手に入る物品を工夫して手作りしているもの多かった。
- ・マットの上で転がったり、トンネルをくぐる運動は、個々の能力にあわせて行い、運動能力向上とともに達成感が得られる工夫がされていた。
- ・床に足の感覚を楽しむ遊びを設置しており、日常動作の中で、自然と足の感覚が刺激されるようになっている。



← 手・指先を使つ
た遊び



← 足の感覚を
楽しむ遊び

4. 市の方向性

- 既存の市内公共施設に運動療育に有用な遊具を設置。
※対象は未就学児 ※人は配置しない
- 市内公園内の運動療育に有用な遊具を紹介し、一覧を作成して市 HP に掲載。
- 運動療育に有用な手作り玩具の周知。

5. 検討

- 市の施策として効果的な運動療育について、どのような支援策が考えられるか。
- 市内公共施設に限らず、どのような場所、団体、企業が活用できるか。

〈市内公共施設に遊具を設置した場合〉

- 遊具を設置する市内公共施設は、どこが想定できるか。
- 児童発達支援センター・まぼうしは協力可能か（遊具・玩具のアドバイスや専門職の派遣）。
- 市事業でも活用できるか（ひまわり教室等）。
- すこやかわこうおやこサポートクリニックに通っている保護者へ、遊具を設置した公共施設を紹介できるか。保護者の行動変容（行った人、行かなかった人）を検証できるか。

6. 今後の予定

協議会委員の意見をまとめみなさまにご確認いただいた上、市長へ報告を行う。

次回協議会にて報告。